

「葛尾村地域おこし協力隊」募集要項

活動内容	本村は、東日本大震災及び原子力災害による全村避難から一日も早い復興を目指しています。その中で、令和6年度に策定した「葛尾村観光戦略プラン」に基づき、今後は村のにぎわいや産業活性化の観点から観光振興を推進していくこととしています。そのため、新たな村の観光振興の担い手となる人材を募集します。 葛尾村は、阿武隈山系のほぼ中央部に位置する緑豊かな高原の村（震災前の人口は1,567人）であり、東日本大震災及び原子力災害により長期の全村避難を経験しました。 平成28年に帰還困難区域を除く地域で避難が解除され、住民の帰還がゆっくりと進んでいますが、令和8年8月1日現在の村内居住者は470人（帰村者290人、転入者180人：震災前の人口の約30%）にとどまっています。 一日も早い復興を果たし、村が培ってきた歴史や文化、豊かな自然などの地域資源を大切にしながら、これらを未来につないでいくためには、観光を通じて村外から人を呼び込み、交流を生み出し、地域のにぎわいや産業の活性化につなげていくことが重要です。 そこで、葛尾むらづくり公社において、「葛尾村観光戦略プラン」に基づく観光振興の取組を推進する「葛尾村地域おこし協力隊」を募集します。 (1) 葛尾村の観光プロモーションに関する活動 1名 葛尾村観光戦略プランに掲げる「葛尾村らしい観光コンテンツ開発」「オンラインワン葛尾の知名度アップ」「一体となった観光推進体制づくり」の実現に向け、次のような活動に取り組んでいただきます。 ・村公式SNS、Webサイト等を活用した観光情報の発信・プロモーション ・写真・動画等を活用した葛尾村の魅力発信 ・ツアーやイベント等の観光交流事業の企画・運営 ・葛尾村の地域資源を活用した観光コンテンツの企画・開発 ・観光事業者、地域住民、関係団体等との連携による観光振興 ・その他、葛尾村観光戦略プランの推進に必要な活動
募集対象	①都市地域(※1)若しくは一部条件不利地域(※2)（条件不利区域を除く）に居住する（住民登録がある）方、又はこれまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解職から1年以内である方で、採用後葛尾村に住民登録をし、生活の拠点を移すことが可能な方(※3)

	※1「都市地域」とは、次の（ア）から（キ）のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村以外の市町村とする。 （ア）過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、（イ）山村振興法、（ウ）離島振興法、（エ）半島振興法、（オ）奄美群島振興開発特別措置法、（カ）小笠原諸島振興開発特別措置法、（キ）沖縄振興特別措置法 ※2「都市地域」に該当しない市町村のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、（オ）から（キ）の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。 ※3「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。 ※詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html ②観光プロモーション、情報発信活動に意欲のある方 ③地域住民と積極的に協働できる方 ④普通自動車運転免許を有し、運転業務に支障がない方 ⑤心身とも健康で誠実に職務が遂行できる方 ⑥ワード、エクセル、パワーポイント等の基本的な操作ができる方 ⑦SNSやWebサイト等を活用した情報発信ができる方 チラシ等のデザイン、グラフィックデザイン、Webサイトの更新等ができればなお可 ⑧次のいずれにも該当しない方 ア 成年被後見人又は被保佐人（地方公務員法第16条第1号） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（地方公務員法第16条第2号） ウ 葛尾村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者（地方公務員法第16条第3号） エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（地方公務員法第16条第5号） オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
募集人数	1名

勤務地	葛尾村内
勤務時間	1 日 7 時間 45 分、週休 2 日制（勤務する曜日の割り振りは採用後に行います。 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは、休日となります。）
雇用形態・ 期間	①葛尾村地域おこし協力隊として村長が委嘱します。 ②一般社団法人葛尾むらづくり公社に雇用されます。 ③活動については、葛尾村の観光振興及び情報発信に関する方針に基づき、村と連携しながら、主として葛尾村役場内を拠点に行います。 ④雇用期間は委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日とします。以降、勤務実績等により再度雇用します。（最長 3 年間） ⑤雇用開始日は応相談。（可能な限り速やかに）
給与・賃金等	月額 204,000 円～261,100 円（スキル・資格に応じて設定）
待遇・福利 厚生	①住居は雇用先が用意し、家賃を一部負担しますが、光熱水費、共益費、駐車場代等は本人で負担いただきます。 ②健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。 ③年次有給休暇、夏季休暇、特別休暇があります。 ④中小企業退職金共済制度を活用して退職金を積み立てます。
募集期間	令和 8 年 9 月 14 日（月）～随時（採用者が決定次第、募集を終了します。）
応募方法	別に定める応募用紙に必要事項を記載し、住民票を提出してください。 （郵便、電子メール可）
審査方法	1 次選考 書類選考の上、結果を全員に文書で通知します。 2 次選考 1 次選考合格者に面接を行い、可否を文書で通知します。 （選考会にかかる交通費等は応募者の負担となります。）
お問い 合せ先	葛尾村役場 復興推進室（担当者：鈴木） 〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16 番地 TEL:0240-23-5200 FAX:0240-29-2123 Email: hukkoutaisaku@vill.katsurao.lg.jp 一般社団法人 葛尾むらづくり公社（担当者：事務局長代理 坂本） 〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 20 番地 1 TEL&FAX: 0240-23-7765